

(法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類のあるもの)

単位 (円)

建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	
一戸建て住宅	3,700
一戸建て住宅以外の建築物	
法第11条第1項に規定する住宅部分	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000
法第11条第1項に規定する非住宅部分	
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	11,800
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	90,000
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	113,000
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	141,000